

# 資料

## マーケット・リスク規制の決定について

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会では、1995年4月に公表したマーケット・リスク規制案<sup>(注1)</sup>(1993年4月に公表した当初規制案<sup>(注2)</sup>の改訂案)に関し、7月末までの市中協議の過程で銀行および金融市場参加者から寄せられた種々のコメントを基に検討した結果、このほど規制内容を正式に決定し、昨年12月12日、その骨子を取りまとめたプレス・ステートメントおよびコミュニケを発表した。

以下は、上記プレス・ステートメントおよびコミュニケの仮訳である。

---

### プレス・ステートメント

1. G10諸国中央銀行総裁は、12月11日にバーゼルで開催された会合において、マーケット・リスクを規制対象に含むために1988年7月のバーゼル自己資本合意を改定するというバーゼル銀行監督委員会の提案を承認した。改定後の規制は遅くとも1997年末までには適用される。
2. 1996年1月初めには、1988年合意に対する詳細な改定を含む規制の全文がバーゼル委によって公表される予定である<sup>(注3)</sup>。1995年4月に公表された規制案に対する変更点を中心に、バーゼル委の決定事項に関する説明が同時に公表されるプレス・コミュニケに記されている。
3. バーゼル自己資本合意に大幅な改定を施す目的は、銀行が特にトレーディング業務を通じて負う価格リスクに対応した自己資本のバッファーを確保するためである。多くの銀行がトレーディング業務を拡大し、関連するリスクを管理していく中で、そうした自己資

---

(注1) 「マーケット・リスクを対象とするためにバーゼル合意の追補を発出する提案」『日本銀行月報』1995年5月号に掲載。

(注2) 「ネットィング、マーケット・リスクおよび金利リスク：銀行の健全性の監督について」『日本銀行月報』1993年5月号に掲載。

(注3) 規制の全文は、1996年1月10日に公表された。

本規制を導入する意義はますます高まってきている。こうしたリスクに対応した所要自己資本を課すことは、国際的銀行システムおよび金融市場一般の健全性と安定性を強化していく上で、重要な手だてである。

4. 上記のような安定性強化に向けた動きは、内部モデルに基づく所要自己資本額の計算を選択する銀行に対して適用される、リスク管理体制に関する厳格な定性的基準によって支えられている。当委員会は、定性的基準が、

金融市場参加者全般のリスク管理能力の向上を達成するための監督当局の継続的な努力を補強すると考えている。こうした努力の多くは、証券監督者国際機構（IOSCO）のテクニカル・コミッティーとの緊密な協力の下で行われており、さらなる共同作業を継続中である。

バーゼル

1995年12月12日

## コミュニケ

1. 1995年4月、バーゼル銀行監督委員会（以下「当委員会」）は、銀行の有するマーケット・リスクに対して自己資本の保有を求める銀行監督上の提案を取りまとめたパッケージを、銀行および金融市場参加者に公表し、コメントを求めた。提案の中心は「1988年7月のバーゼル自己資本合意に対する追補」（案）であった。当委員会は、寄せられたコメントを慎重に検討し追補に適切な修正を加えた上、G10諸国中央銀行総裁の承認（注4）の下で、1996年1月にバーゼル合意の改定として公表する予定である（注5）。改定されたバーゼル合意に定められているマーケット・リスク規制は、遅くとも1997年末までにはG10諸国の監督当局によって実施される。

2. 改定バーゼル合意の最大の特徴点は、1993年4月に当初提案した標準的計測手法のほかに、代替的手法として各銀行の内部モデルの利用を容認することを求めた銀行業界の要望に込んでいることである。最低限の健全性、透明性および銀行間における所要自己資本額の公平性を確保するため、当委員会は、自己資本規制上、内部モデルの利用を希望する銀行が満たす必要のある一定の定量的および定性的条件を定めている。

3. 定性的基準としては、リスク管理プロセスへの取締役会や上級管理職の積極的な関与、独立したリスク管理部署の設置、内部モデルと日々のリスク管理との密接な結び付き、厳格なストレス・テストの実施等が挙げられる。

（注4） G10諸国中央銀行総裁は、市中協議を要する国々において、同手続きが完了することを前提に本パッケージを承認している。

（注5） 前掲（注3）参照。

銀行は内部管理ルールが遵守されるような手段を講じることが必要であるほか、リスク管理およびリスク計測双方に対する定期的なチェックが独立した形で行われなければならない。さらに、リスク計測プロセスに対する外部からの検証に関する手続きが記されている。

4. 定量的基準は以下のように定められている。「バリュエーション・アット・リスク」は日々、片側99%の信頼水準の下で計算されなければならないほか、最低限10営業日分（保有期間）の価格変動と、1年以上の観測期間を用いなければならない。1995年4月の提案からの最大の変更点は、相関関係を（ブロードなリスク・ファクター・カテゴリー内だけでなく）カテゴリー間でも考慮することが認められているなど、モデルのパラメータを設定する銀行の自由度が高められている点である。

5. 当委員会は、自己資本規制上、マーケット・リスクを計測する際に銀行の内部モデルを利用することは、監督上の手法としては極めて革新的なことであると考えている。また、国際的な活動を行っている銀行の多くが、バリュエーション・アット・リスク手法を用いたリスク計測やリスク管理の手法につきノウハウを深めつつある。こうした中であって、当委員会はパラメータの設定に関しては、今後さらに経験が得られるまで保守性を重視する方向にある。内部モデルに関し追加的な情報を収集すると同時に、その算出結果に対する理解を深めるために、監督当局は、テストの実施や銀行のモデルの妥当性を検証するために必要な情報の提出を義務付ける権利を留保する。内部モデルの利用を希望するすべての銀行は、

テスト・ポートフォリオを評価する能力を有する必要がある。

6. 内部モデルを利用する銀行の所要自己資本額は、（1995年4月に提案したとおり）次のいずれか大きい方となる。

——前日のバリュエーション・アット・リスク値

——過去60営業日の各バリュエーション・アット・リスク値の平均値を3倍した値

マルチプリケーション・ファクターの水準を疑問視する声も業界内にはあったが、当委員会は、1995年4月に提案したファクターを維持することが、健全性の観点から望ましいと考える。マルチプリケーション・ファクターは、実際の所要自己資本額が、日次ベースで生じ得る大きいエクスポージャーを均らした平均値に基づいて算出されることを考慮している。

7. 当委員会は、銀行のトレーディング・ポートフォリオのリスクを計測する上で、内部モデルが貴重な出発点を提供するものであると考えている。しかしながら、日々のバリュエーション・アット・リスク値は、長期にわたる市場環境の悪化による累積損失に対する十分なバッファとなるような所要自己資本額に引き直されなければならない。銀行自身が内部的に自己資本の配分をする際には、バリュエーション・アット・リスク推計値を乗数倍するなどの手法により比較的保守的な前提を置いていることが多い。マルチプリケーション・ファクターは、モデルの計算過程において想定される弱点を補うために設けられている。こうした弱点は次のような理由から存在する。

・ 市場価格の変動は、モデルの置いている

統計上の前提（例えば、「正規分布」の仮定）とは多くの場合異なる動きをする（例えば、“fat tail”）。

- ・過去の状況は必ずしも将来について高い予測能力を有していない（例えば、ボラティリティや相関係数は突然変動することがある）。
- ・バリュー・アット・リスク値は、一般に日々のクローズ時のポジションに基づいて算出されており、日中トレーディングのリスク（intra-day trading risk）を考慮していない。
- ・内部モデルは、市場の異常事態から生じるイベント・リスクを十分に把握することができない。
- ・多くのモデルは、特にオプション等の複雑な商品の場合のように、ポートフォリオにおけるポジションの価値を評価する際に簡便化のための仮定を置いている。

8. 銀行は、水準3のマルチプリケーション・ファクターに加え、モデルの事後的なパフォーマンスに直接関連して決められる「プラス」を足すことが義務付けられ、これを通じ、モデルの予測能力を高めかつ維持するインセンティブが組み込まれることとなる。プラスの水準は、いわゆる「バック・テスト」の結果によって0から1の範囲で決まる。バック・テストの結果が満足のいくもので、かつ銀行が改定バーゼル合意に定められている定性的基準をすべて満たしている場合には、プラス・ファクターは0になる。こうした手法の採用によって、バック・テストの限界を認識しつつ、銀行の内部モデルが遺漏なくマーケット・リスクを捉えるための

インセンティブを盛り込んだ明確かつ整合的な枠組みが、バランスよく用意された形となっている。バック・テストの枠組みは、改定バーゼル合意と同時に公表されるペーパーによって詳しく説明される。

9. 当委員会は、10日間の保有期間における価格変動と同等の瞬間的なショックに基づいてバリュー・アット・リスクを計算することの妥当性を再確認した。異なる保有期間によって算出されたバリュー・アット・リスク値の換算によって、保有期間10日間の要件を満たすことも認められる。また、当委員会は、非線形リスクを有する商品についてもある程度の柔軟な取り扱いを容認する。

10. 当委員会は、相関の取り扱いを再検討した。1995年4月の市中協議案では、ブロードなリスク・ファクター・カテゴリー（金利、為替、株価、コモディティ価格、および各リスク・ファクター・カテゴリー内部の関連オプションのボラティリティ）内の相関関係を勘案することは容認する一方で、リスク・ファクター・カテゴリー間ではバリュー・アット・リスク値を単純合計することを定めていた。慎重な検討の結果、銀行の相関係数の算定システムが健全でかつ適切な形で運用されていること（相関係数の定期的な見直しや相関関係の安定性に関するストレス・テストの実施を含む）に関して当該監督当局が満足し得る場合には、ブロードなリスク・ファクター・カテゴリー内だけでなくリスク・ファクター・カテゴリー間でも相関を考慮することを容認するのが適当であると判断した。リスク・ファクター・カテゴリー間の相関を考慮すること

を認めることは、トレーディング業務の多様化を通じて、リスクを軽減させるインセンティブを提供するはずである。

11. 個別リスクに関しては、業界からは、例えば個々の株式を個別のリスク・ファクターとするようにモデルが構築されているような場合には、銀行の内部モデルは個別リスクの要素を把握しているのではないかといったコメントが寄せられた。しかし、イベント・リスクやデフォルト・リスクといった個別リスクの他の重要な要素は一般に銀行の内部モデルによって捉えられていない。また、債券の個別リスクを把握しているという証拠は市中協議を通じほとんど提供されなかった。したがって、当委員会は、内部モデルによる個別リスクの把握に関しては、標準的アプローチによる個別リスクに対する所要自己資本額の50%というフロアを設定した1995年4月提案の内容を維持することを決定した。内部モデルが個別リスクを全く、またはほとんど把握していない銀行は、標準的手法による個別リスクに対する所要自己資本額が全面的に課される。内部モデルアプローチにおける個別リスクの把握に関する妥当な手法を業界が提示する場合には、当委員会は、こうした取り扱いを見直す用意がある。

12. 内部モデルに関する作業と並行して、当委員会は、内部モデルを利用していない銀行がマーケット・リスクに係る所要自己資本額を算定する、標準的計測手法の見直しを行った。

同アプローチについては、1995年4月提案に若干の修正のみが加えられている。標準的アプローチにおける主な変更はオプションに関するセクションに加えられており、その結果4月提案の規制内容は簡素化されたものになっている。

13. 異なる機関が類似の業務を営むケースにおいて、より統合的な監督上の取り扱いを達成することは、当委員会の長年の目的であった。こうした観点から、当委員会は、最近、リスク管理に係るガイドライン、監督当局への定例報告、およびトレーディングやデリバティブ業務に関するディスクロージャーを含む多様な論点につき、証券監督者国際機構（IOSCO）と協力してきたところである。G7諸国のハリファックス・サミットを受け、両委員会はいくつかの重要な論点につき、緊密に連絡を取り合っている。当委員会は、こうした共同作業が有益な結果が得られる方向で進められるよう、全力を尽くす所存である。マーケット・リスクに係る自己資本に関しては、当委員会は、バリュエーション・アット・リスク・モデルが銀行や証券会社に対して与えるインプリケーションや、この分野におけるさらなる協力の可能性につき理解を深めるために、IOSCOのテクニカル・コミッティーとの共同作業を進めている。

1995年12月12日

(信用機構局・国際局)